

## 第 43 回総会の開催について

第 43 回総会については、新型コロナウイルス感染症感染防止対策等のため、情報通信審議会議事規則（平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会決定第 1 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき文書による審議として開催しましたので、同項後段の規定に基づき、以下のとおり、これを報告いたします。

## 1. 第 43 回総会

## (1) 文書による審議期間

令和 2 年 6 月 15 日（月）から同年 6 月 22 日（月）まで

## (2) 議決日

令和 2 年 6 月 23 日（金）

## (3) 議事

<議決案件>

- ① 「Web 会議システムを利用した会議への出席について（令和元年 8 月 29 日情報通信審議会決定第 16 号）」の一部改正について

## (4) 資料及び議事録

総務省ホームページ内、以下の審議会 HP にて御確認下さい。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/sokai/02tsushin10\\_04000451.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/sokai/02tsushin10_04000451.html)

以上

(参考)

○情報通信審議会議事規則（平成13年1月17日情報通信審議会決定第1号）（抄）

（会議の招集）

第2条（略）

2（略）

3 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。

なお、この会議を行った場合は、会長が招集する次の会議に報告しなければならない。